

令和7年11月28日

インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に 対する改善指導について(令和7年7月~9月)

消費者庁は、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示について、改善指導等を行いました。

消費者庁は、令和7年7月から9月までの期間、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視を実施しました。

この結果、インターネットにおいて健康食品等を販売している 142 事業者による 155 商品の表示について、健康増進法第 65 条第 1 項の規定に違反するおそれのある文言等があったことから、これらの事業者に対し、表示の改善指導を行うとともに、当該事業者がショッピングモールに出店している場合には、出店するショッピングモール運営事業者に対しても、表示の適正化について協力を依頼しました。

消費者庁は、引き続き、健康食品等の広告その他の表示に対する継続的な監視を実施し、法に基づく適切な措置を講じてまいります。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁 表示対策課へルスケア表示指導室 電 話 03(3507)7561

ホームページ https://www.caa.go.jp/

インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視状況

1. 監視方法

(1) 監視期間:令和7年7月から9月まで

(2) 検索方法:一般的な検索エンジンを用いて、キーワードによる検索

の上、検索された商品のサイトを目視により確認。

2. 監視結果及び改善指導

監視の結果、インターネットにおいて健康食品等を販売している 142 事業者による 155 商品について、健康増進法第 65 条第 1 項の規定に違反するおそれのある文言等を含む表示を行っていたことが確認されたため、当該事業者に対し、当該表示の改善指導を行った。

また、当該事業者がショッピングモールに出店している場合には、出店するショッピングモール運営事業者に対しても、同指導を行った旨を通知し、当該運営事業者に表示の適正化について協力を依頼した。

3. 表示されていた健康保持増進効果等(一部)

3. 农小C10C0气度废水内省度劝采导(即/					
商品区分	表示されていた健康保持増進効果等				
加工食品 (農産加工品、果実加 工品、水産加工品等) 【8商品】	・抗酸化作用、熱中症対策、肌サイクルの活性化、疲労回復・筋肉痛の緩和、肝臓機能の強化、血液サラサラ、 ダイエット、新陳代謝の活発化に効果を有すること等を 標ぼうする表示				
飲料等 (茶、コーヒー及びコ コア調製品) 【12 商品】	・生理痛の緩和、ホルモンバランス調節、リラックス効果、授乳トラブル改善、アンチエイジング、おなかの調子を整える、抗炎症作用、血行改善に効果を有すること等を標ぼうする表示				
いわゆる健康食品 (カプセル、錠剤、 顆粒状等) 【135 商品】	・熱中症予防、夏バテ対策、疲労回復、免疫力向上、脂肪燃焼、持久力・筋力アップ、いびき防止、睡眠サポート、声量アップ、腸内環境改善、体臭・口臭対策、バストアップ、美ボディケア、ダイエット、女性ホルモン活性化、更年期障害緩和、精力増進に効果を有すること等を標ぼうする表示・肌荒れ改善、美肌効果、日焼け防止、肌のシワやシミ・たるみ等の老化を解消、紫外線対策、スキンケア、毛髪カアップの効果を有すること等を標ぼうする表示				

4. 直近のインターネット監視結果

監視期間	改善指導件数		改善件数	
	事業者数	商品数	事業者数	商品数
令和6年度 合計	519	620	519	620
令和7年4月~6月	139	140	139	140
令和7年7月~9月	142	155	_	

5. 参照条文

健康増進法(平成14年法律第103号)(抜粋)

(誇大表示の禁止)

第六十五条 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項(次条第三項において「健康保持増進効果等」という。)について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

2 (略)

(勧告等)

- 第六十六条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。
- 2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた者が、 正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に 対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 4 (略)
- (注)健康増進法第65条第1項の「何人」の解釈については、「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」(平成28年6月30日全部改定)第3の3の(2)及び(3)を参照。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/assets/representation_cms214_221205_01.pdf

インターネット監視とは

インターネット監視は、健康増進法違反のおそれのあるインターネット上の表示を検 知した場合に、事業者に対してその修正又は削除を促す指導を行うことにより、不適切 な表示を迅速・効率的に改善し、国民に対する正確な情報伝達を促進することを目的と して実施。

インターネット監視業務の執行イメージ

